

## < 農振で、仕事をつくる土地が無い、日本死ぬ。 >

地方をダメにした正体を突き止めました。 池田 昭

(元 山形警察署長 八幡町助役、行政書士会山形支部長 県宅地建物取引業協会監事)

### 1. はじめに

ドン底の地方経済を救うには、産業の基盤である土地の、合理的活用が必要であることを、繰り返し主張してきましたが、このたび「農業振興地域」という土地利用規制が、地方衰退の決定的原因であることを突き止め、その実態を次表に掲げました。この規制は違法不当な規制です。その改善で地方経済を飛躍させ、人口減少、少子高齢化を一挙に解消できるものです。人々がこれを確認し、その改善を目指せば容易に地方の繁栄を実現できます。

地方をダメにしている巨大な黒い雲「農業振興地域」の実態をごらんください。こんな規制は要りません。

県	県土面積 (単位:ha)	農振面積 県土面積比%	現有農地 農振面積比%	国の農地確保 目標	現有宅地
青森	960700	482848 50	160099 33	137040	34100
岩手	1527900	746841 49	159742 21	155759	35100
宮城	728600	302052 41	121225 40	117764	37700
秋田	1161200	380780 33	149184 39	143045	29900
山形	932300	294878 32	123409 42	125312	29000
福島	1378300	769777 56	150081 19	141730	47500
合計	6689000	2977176 45	863740 29	820650	213300
全国	3728万ha	1723万ha	46%		

### 2. 問題点の説明 (この資料は報道関係者その他の協力で集めたのを整理したものである)

〔1〕日本では、とてつもなく広大な土地を農業振興地域という規制であそばせています。1330万人の人口を集積している首都東京都の全面積21万haの、約66倍の、1400万haもの広い土地です。この土地を多様な成長産業の立地に開放すれば、地方の人口減少、少子高齢化、嫁不足も一挙に解消し、一億総活躍社会が実現できます。

日銀がマイナス金利により企業に設備投資を促しても、地方には土地が無く、投資できませんが、この不要な農業振興地域が解放されれば、地方は若者の歓声と夢輝く桃源郷に変貌するでしょう。

日本全国の土地面積3728万haの46%、1723万haを農業にしか使えない「農業振興地域」に指定しています。そのなかに農地は474万haあるが、減反、休耕、耕作放棄地が約30%あり、耕作している農地は70%、322万haと推定されています。この現況から農業に使われていない不要の農業振興地域は約1400万haあることとなります。

この規制を解除すれば、工場、住宅、店舗、事務所、病院、学校、研究所、養老介護福祉施設、スポーツ施設、旅館、ホテルなど何でも建てられる土地ですから、想像を絶するほどの巨大な可能性のある産業都市構築の基盤となるものです。この巨大な宝に手を付けられない規制をして、働くところを造らず、若い人々を追い出し、人口を減らし続けてきました。広大な草ぼうぼうの土地が有りながら、働く場を造る土地がない。これが地方を駄目にした正体です。

土地面積の46%の「農振」とは平坦な土地の約80%ですから、総生産の構成の3%の農業のためとして、この巨大な産業基盤を使わせない政治は、もはや「狂気」と言っても過言ではない「昭和平成残酷物語」です。

〔2〕東北6県でも面積あたりの「農振」は45%の高率で、東北を駄目にして、若者を追い出し続けたのはこの「農振」だった。ある自動車会社社長が「自動車工場を造りたいが山形には土地がない。」と言っていた。

山形の場合、可住地と分類されている平坦な土地が35万haあります。その85%、29.5万haを「農振」にして、その

約 25%、7 万 ha しか耕作していません。22.5 万 ha の広大な土地を、農業に使用しないまま、その他の産業用地としての活用を禁止しています。東京都の全面積に匹敵する広大な土地で、人口 1 3 0 0 万人を集積できる巨大な容量ともいえる産業基盤です。そこに僅か 1 1 2 万人しか居ない人口を、毎年一人減らし続けているのが山形の異常な政治行政の実態です。この巨大な地域の人々の資産を地域の人々の知恵で活用させる政治行政の選択こそ地方躍進の決定打です。

**〔 3 〕なぜこんなバカな規制が行なわれ、いつまでも果てしなく温存されているのか。それは、土地規制に絡み、政治家の利権が形成され、これに政治行政を掌握させたからである。土地利用規制改革を阻む政治家の正体を見極めること。**

昭和 4 4 年農業振興地域の整備に関する法律が施行され、水田を一枚 10 a に改良する工事が構造改善事業として全国的に促進された。このとき農水省職員から「大蔵省から金を出させてドガドガと金をやるからブルで均して農地になるところは総て農振に指定せよ」との指導があり、これに従い農地はもちろんのこと、法令上農振には不適の山林原野まで広範に農業振興地域に指定したものであった。昭和 4 4 年は米余りが深刻になり、生産調整の「減反」と水田の新規開田全面禁止政策を導入した年であったが、食糧の安全保障の名の下に、水田構造改善事業として巨費が投入された。このとき、地方の将来にわたる持続的発展を想定して、農業とその他の二次三次産業の配置を組み合わせた総合的土地利用対策を採用するべきであったが、政治家が利権形成をいそぎ、猪突猛進、農地改良投資一辺倒に暴走したものである。それが全国を覆いつくす巨大な黒い雲となって、地方の光を遮り続けている。

**〔 4 〕巨大な投資により水田の改良はほぼ終了した。**この一面の成果は評価できる。その間永年にわたり巨大な土地改良費が注ぎ込まれた。近年の資料でみると平成 1 7 年ころでも県予算総額の約 10%、600 億円が投じられていた。これらの事業に政治家が群がり、理事長、顧問、相談役の要職を占め、自治体と建設業者等に隠然たる影響力を行使、「農地を減らすな」と、多額の投資で改良した美田の 3 0 % を減反として米の作付けを禁止していながらも、なお農地山林原野を含めての「農業振興地域」の、他の産業への転用を厳しく制限し続けた。改良事業が盛んなときは、改良区役員が、事務所で土建業者から「今日はこれだけか」と堂々と札束を受け取ることもしばしばであったとのこと、賄賂という感覚より、利益の当然の分配との感覚のようであった。現在は、事業の終息により、土地改良費は年間 90 億円程度におちている。

**〔 5 〕農業振興地域の廃止変更は首長の権限で、いつでも行なえるものである。**しかし「土地改良区、農協、農業委員会と協議すること」と法律で定められているため、協議は同意承認ではないが、協議の過程で政争の具に供され、互いにつぶしあい、さらに企業間のパイを奪う争いに政治家が関与し、各種の公共施設事業も難航、政治権力者の交代が利権の交代となり、泥沼の闘争になった事案が数多くあった。知事市町村長も手をやき、中央高速道路用地買収にからみ、高額を買収で土地提供者に不満はないのに、改良区が知事から 5000 万円を「掴み金」としてこっそり出させたこともあった。

**〔 6 〕地方を極限まで追い詰めているこの土地利用規制の実態が、秘密事項ではないが広報されていない。**しばしば公表を求めたが実行されなかった。行政関係者に本音を聞いたら、「土地利用規制は鬼門で、恐ろしい、ふれたくない」とのこと。また企業経営者は「取引に圧力が掛かるから声は出せない」と言っている。ある政治家が、農業関係団体の長として総会に顔を出すだけで八百万円の報酬を得、会員水増しで多額の補助金を詐取していたことが内部から漏れ、騒ぎになり、その収拾終息に関係者が人知れず苦慮したことがあった。それがあそこでも、ここでもとなれば、まともに声を出すと、どんな騒ぎになるか、沈黙が無難の選択となる。県の総合戦略に土地利用規制が骨抜きになっていた。地方行政最大の政策課題を明示できない自治行政の深刻な闇と機能不全を象徴するものである。地方創生に「規制緩和」という政治家はいても「土地利用規制の改善」と言える政治家が見当たらないほど政官界をも拘束しているこの巨大な黒い雲にマスコミも沈黙し、不気味な恐怖を感じ、汚職まみれの開発途上国をわらうことはできないのが現実である。昨年当選した山形市長が「土地利用規制を見直して人口 5 万人増やす」と公約し、市民の共感と支持を確保したのは、賢明な選択であった。そして勇気ある行動として高く評価され、全国の心ある首長に大きな勇気を与えた。

**〔 7 〕「赤信号みんなで渡れば怖くない。」**そんな利権感覚で、この巨大な産業資源の活用を禁止凍結し、地方を果てしなく衰退させてゆくことは、許されないことである。封建時代ならば血みどろの一揆が頻発したであろうこの事案を、他人事のように看過できるか、その認識で事案の性格を考えると、「地域の躍進に役立つ地域の人々の資産を、不当不法な規制で大きく毀損し損害を与えていること」更に「規制を改善すれば、地域の人々が享受できる巨大な利益を不当な規制で喪失させていること」、これは悪質重大な事件である。その解決方法として、行政、民事、刑事、市民運動など、多角的対策が想定される。しかし、徒に公然の争いとしてエネルギーを使うよりは、当面新しい時代を拓く冷静かつ賢明な市民感覚で、事態の收拾を図り、若者の歓声と夢あふれる豊かな地方経済を確保し、2016 年を、地方の新時代を画する歴史的な繁栄の年にすべきである。以上の「不要の農業振興地域の多様な働く場への解放」は、政府の地方創生戦略の成功に大きく貢献するものである。その確信を地方の人々に充満させること。それは地域の人々の権利であり、義務と責任です。

県民手帳の資料について提言

平成27年9月14日

山形県統計協会会長殿  
山形県統計企画課長殿

山形市松山2-12-3

池田 昭

電話631-4500 651-1777

土地利用規制「農業振興地域」指定の資料の登載について

みだしの件について下記理由により県民手帳資料編への資料登載を提言いたします。このことは多くの県民が求めているものです。

記

県民手帳の資料編に、県土の平坦な土地の85%約30万haを農業振興地域に指定してその他の多様な産業の立地を排除している土地利用規制の市町村別実態を示し、土地利用区分と土地利用規制と経済活動(産業別)総生産との相関関係が理解できる資料を登載し、産業基盤の活用のあり方について官民一体にその問題点の認識を共有できる資料を登載していただきたいということです。

この問題は八幡町の助役に就任して地方自治行政に携わり、その問題点を意識し、改善啓蒙につとめてきたもので、自治体職員と報道関係者の協力を得て作成した最近の資料を添付いたしますので、資料作成の参考にしてください。

以上